

入札監理小委員会  
第543回議事録

### 第543回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年6月5日（水）17：14～19：49

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

#### 1. 実施要項（案）の審議

- 内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
- 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（農林水産省）
- 農業物価統計調査（農林水産省）

#### 2. 事業評価（案）の審議

- 地震・火山観測網の整備及び維持管理業務（国立研究開発法人防災科学技術研究所）
- イオン照射研究施設等利用管理支援業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、三輪専門委員

（農林水産省①）

大臣官房統計部	生産流通消費統計課	窪田課長
大臣官房統計部	生産流通消費統計課	久芳統計管理官
大臣官房統計部	生産流通消費統計課	長野課長補佐（漁業生産統計班担当）
大臣官房統計部	統計企画管理官	都田管理官補佐（統計企画班担当）
大臣官房統計部	統計企画管理官	野越管理官補佐（民間委託推進班担当）

（農林水産省②）

大臣官房統計部	経営・構造統計課	片桐課長
大臣官房統計部	経営・構造統計課	神課長補佐（分析班担当）
大臣官房統計部	統計企画管理官	都田管理官補佐（統計企画班担当）
大臣官房統計部	統計企画管理官	野越管理官補佐（民間委託推進班担当）

(国立研究開発法人防災科学技術研究所)

地震津波防災研究部門	青井部門長
総務部 契約課	柴崎課長
総務部 契約課	倉谷課長補佐
地震津波火山ネットワークセンター	土田センター長補佐

(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)

高崎量子応用研究所	放射線高度利用施設部	利用管理課	渡辺課長
高崎量子応用研究所	放射線高度利用施設部	利用管理課	花屋主任技術員
高崎量子応用研究所	管理部	経理・契約課	小田内課長
高崎量子応用研究所	管理部	経理・契約課	石川主幹
本部	財務部	契約課	川端主幹
本部	財務部	契約課	椎名主査

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第543回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項の審議として、内水面漁業生産統計調査（農林水産省）、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査（農林水産省）、農業物価統計調査（農林水産省）。事業評価（案）の審議として、地震・火山観測網の整備及び維持管理業務（国立研究開発法人防災科学技術研究所）、イオン照射研究施設等利用管理支援業務（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）の実施要項3件、評価2件の審議を行います。

本日議題とする、内水面漁業生産統計調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査、農業物価統計調査は、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づき、現在、新プロセスで事業を実施しており、次期事業についても市場化テストを継続するものです。同指針によると、次期事業の実施要項について、従来の実施要項を承継している場合には、監理委員会の議を経たものとみなし、そうでない場合は改めて監理委員会の議が必要となります。

議論の進め方としては、まず農林水産省から次期実施要項案の説明を受けることといたします。そして説明後に、従来の実施要項を承継しているとみなせるか否かの判断をさせていただきます。

それでは、内水面漁業生産統計調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課 窪田課長からご説明をお願いします。なお、説明は2つ合わせて20分程度でお願いいたします。

○窪田課長 ご紹介いただきました、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長の窪田でございます。私のほうから、担当しております2つの調査、内水面漁業生産統計調査と木材価格統計調査についてご説明させていただければと思います。

まず、内水面漁業生産統計調査のほうからご説明させていただきたいと思いますが、次期実施要項の説明ということでございますが、その前にちょっと、この調査がどういったものであるかという概要をご説明させていただいたほうが、より理解が促進されると思いますので、まずは資料A-3を見ていただければと思います。業務概要と書いてあるものでございます。

このA-3が、内水面漁業生産統計調査の概要でございますが、その右上の、調査対象数と書いてある下に3つポツがありますが、その3つの調査から主に成り立っているというふうになっております。

1点目は、一番上のポツに書いてあります、内水面漁業漁獲統計調査というものでございますが、これはどういったものかといいますと、内水面、つまり河川や湖沼でございますが、その漁業の漁獲量についての調査であります。全国のみならず、都道府県あるいは魚種別、河川別、湖沼別にも取りまとめておりまして、この調査でカバーしている内水面の範囲といいますのは、5年に1回は、ちょっとここに書いてございますが、全ての河川、湖沼で行います。それ以外の年については、その全国調査に基づいて、年間漁獲量50トン以上の河川及び湖沼、あるいはそれ以下であっても、政策上重要なものについては、別途当省の統計部長が指定しますが、そういった河川・湖沼について行っているということでございます。調査の対象者は、真ん中辺に調査対象ということで書いてございますが、漁業協同組合であったり、内水面漁業を営む経営体ということでございます。

続きまして、内水面養殖業収獲統計調査でございますが、これはその名のとおり、内水面での養殖による生産量の調査ということでございまして、全国あるいは都道府県別、魚種別に取りまとめているということでございます。

一点、ここで申し上げたいのは、魚種について、現在、ます類、あゆ、こい、うなぎといった4つの魚種について、今この調査を行っているわけでございますが、来年の調査から、これらに加えてにしきごいの調査も行うことになっているということでございます。調査の対象者としては、内水面で養殖をしている全ての経営体ということになります。

3つ目の調査を構成している調査ですが、右のほうの赤いポツに書いてありますが、3湖沼漁業生産統計調査ということでございます。3湖沼が何かといいますと、具体的に名前を申し上げますと、琵琶湖と霞ヶ浦、北浦ということになります。これはなぜ3湖沼が特別かというと、実は漁業法という漁業に関する法律がございまして、そこではこの3つの湖沼については海面として扱われているということですから、この3湖沼については特別ということで、独立して調査を行っているということでございます。この3湖沼での漁業及び養殖業の生産量を調べているという調査でございます。調査対象者としては、3湖沼で漁業、養殖業を営む全ての経営体、あるいは全ての水揚機関、水揚機関といっても、大体漁協と考えていただければいいと思いますが、そういった機関を対象とした調査でございます。

実際にどういうふうに調査が行われているかということも、少し説明させていただければと思います。この紙の真ん中辺に、赤い二重枠で囲って、民間委託の対象範囲と書いて

ございますが、まず民間で委託されている業者と国との役割分担がどうかということから申し上げますと、ここの赤の二重線で囲った部分については民間委託の民間事業者にやっていただいております、それ以外の、その外にあります、ここでいうと青や緑で塗ってありますが、その部分については農林水産省で行っているということでございます。

実際、どういうふうに調査が流れていくかということをおおまかに申し上げますれば、左上のほうにちょっと書いてございますが、まず調査対象名簿を作成します。これは国、つまり農林水産省が作成することになります、それをまず作成し、それを民間事業者に渡すことになります。民間事業者は、ちょっとここに書いてありますが、まず調査をしていただく調査員の確保というのがありますが、それをやっていただいた上で、本省から届いた調査名簿に基づいて、この民間事業者が自ら郵送するというのもございますし、調査員に行っていただいておりますというふうな方法もございますが、そういった方法を組み合わせながら、この調査票を調査対象者に配って、回収していくというふうに流れていくわけでございます。

もちろん、配りますといろいろな質問等々が来ますし、回収に当たってはなかなか返してくださらない調査対象者もいますので、そういった方への督促といったことも、この民間事業者にやっていただきます。ひとたび調査票を回収した後は、審査、そして集計をして、しかるべくまとめて農林水産省のほうに提出していただくということになります。

提出していただいた結果を受けて、右下のほうにちょっと書いてございますが、我々として公表する形にして公表していくというふうに流れていくといった調査でございます。

以上が、おおまかな調査の概要でございますが、それを踏まえて、今回の実施要項案についてご説明をさせていただければと思います。資料A-2についてご説明させていただければと思います。

このA-2については、前回との違いということで、赤訂見え消しという形で出させていただいておりますが、この赤訂されているところが前回の実施要項から変わったところでございます。

この中でも特に強調したい部分について、黄色のハイライトを付しておりますので、ここではその部分を中心に説明させていただければと思います。黄色のハイライトは、幾つかにわたってはいるのですが、内容としては、これから申し上げる4点に集約できると思います。

まず1点目は、1ページと3ページの関係で幾つか黄色く塗ってあるところがあるかと思いますが、これについては、先ほど申し上げましたが、内水面養殖業収獲統計調査において、来年から新たな魚種としてにしきごいを行うというふうに説明させていただきましたが、それに伴う変更でございます。ですから、調査の対象としてにしきごいが加わりますので、調査の規模、対象者も増えるということになりますし、調査事項も若干変わってくるということで、その変更をここで行ったということでございます。

2点目ですが、8ページをご覧いただければと思います。

ここが一番わかりやすいところでございますが、この調査は、これまでに調査対象者への謝金、つまり協力していただいた対象者にお礼として謝金を払っていたわけですが、農林水産省の財政効率化の観点から、また事業者に聞いたところ、謝金を廃止してもそんなに回収率が大きく落ち込むことはないのではないかといった意見もございましたので、そういうことを踏まえて、今回の調査から、謝金について廃止をするということございまして、それに伴う変更でございます。

ですから、謝金に関する事項については、すべからく削除するというところでございます、これ以外にも、謝金に関連した記述が幾つかございますので、それについて削ったということが2点目の大きな変更点でございます。

3点目でございますが、9ページで、日にちについて黄色が付してございますが、これは概数の報告期日についてのところでございますが、これを、従来は3月25日としておりましたものを、少し延ばしまして3月31日にするという変更でございます。

この調査は、いろいろ督促件数も多いですし、何より、先ほど申し上げましたようににしきごいという新しい魚種が加わり、調査対象者も若干増えることもございまして、事業者の調査の適正な実施のために、もう少し時間的余裕をとるという観点から、1週間程度ですが、その期限を延ばすという趣旨で変更するというところでございます。

あと、4点目ですが、14ページあたり、一番いいのは17ページの表の中でございますが、この表というのは、落札者を決定するための評価基準の評価項目の一覧表でございますが、17ページのところを一面に黄色く塗らせていただきましたが、評価基準の中に、新たにワーク・ライフ・バランスの項目を追加いたしました。

これは、昨今の働き方改革にも合わせたもので、女性活躍推進法とか、あるいは女性の活躍に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針などもございますが、そういっ

たことを踏まえて、こういったことを推進している企業は加点しようという趣旨から、こちらを新たに加えたものでございます。

実施要項につきましては、それ以外にも大分赤くなっているところが多いという印象を受けるかもしれませんが、それ以外のところは、基本的に標準例のほうで変わったところがありますので、それにならって修正したという修正でございます。ただいま説明した4点以外については、基本的にそういった改正を行っているということでございます。

あと、こちらの内水面について最後にですが、意見招請については、本調査については5月21日から6月11日にかけて行っておりまして、5月29日には意見招請に係る実施要項の説明会を実施したところでございます。

以上が内水面漁業生産統計調査の説明でございまして、続きまして、木材価格統計調査についてご説明させていただければと思います。

こちらのほうも、まずは概要から説明したほうが、より理解が促進されると思いますので、まずこの調査の概要についてご説明させていただければと思ひまして、資料B-3を見ていただければと思います。

この調査はどういった調査かといいますと、その名のとおり木材の価格を調査するものでございまして、素材、チップ、もっと細かく言いますと製材用の素材とか合単板用の素材とか、木材チップ用の素材、あるいはチップそのものの価格、あるいはそういった素材を使った木材製品といったものについて、合計すれば35品目について、こちらは月別に、各月ごとに価格を調査し、全国及び主要な都道府県別の価格について公表しているという内容のものでございます。

調査対象としては、左上に書いてございますが、木材工場でございまして、ここに4つ、内容として書いてございます。製材工場、合単板工場、木材チップ工場。それで、こちらは既に、集成材工場というのが入ってございますが、実はこの集成材工場は、今の調査ではまだここは対象となっておりませんで、次期の調査から集成材工場が対象になるというものでございます。それと木材流通業者、具体的にいいますと木材市売市場、あるいは木材センター、木材卸売業者といったところが、本調査の調査対象となっております。

先ほど内水面漁業生産統計調査で見直しを行ったと申し上げましたが、本調査についても、現在の流通や木材の利用や流通実態などに対応して、調査項目を見直しまして、来年の調査から、木材製品に新たに4品目を加えるとともに、取扱量の減少に伴って利活用が



あまりされていなかった5品目をやめるということにしております。

本調査の流れをご説明しますが、役割分担として、二重線で囲んだところが民間委託の対象範囲ということをごさいます、その外枠については農林水産省が行うということとなっています。調査の流れとしては、先ほどの内水面と非常に似たところがあるのですが、どうやって進んでいくかという、農林水産省として母集団名簿の管理、そして農林水産省のほうで調査対象者を選定するということから始まります。

その調査対象者の選定を受けて、民間事業者のほうで調査票を配って、それを回収するという、こちらのほうは、先ほど内水面漁業生産統計調査のように、調査員を使うとか、そういう形態での調査はございませんで、調査票を配って回収する、それ以外にはオンラインというのがございませんで、そういった2系統での調査ということをごさいます。

それによって、調査票を回収しまして、その後、先ほどの内水面と同様に、それを審査し、集計し、取りまとめて農林水産省のほうに提出していただいて、農林水産省としてその結果を分析・公表するという流れとなっております。

そういった調査でございませんで、次期実施要項についてご説明させていただきたいと思うのですが、資料B-2になります、こちらと同じように赤訂で変わったところと同時に、特に強調したいという点に黄色のハイライトを付けておりますので、その黄色のハイライトの部分を中心にご説明させていただければと思います。

こちらのほうは、変更のポイントとして3点あると考えております。1点目は、1ページを見ていただければと思いますが、これは調査内容の見直しに伴う変更ということで、先ほど、新たに集成材工場が加わるというふうにご説明させていただきました。また、先ほど4つ新たな品目について調査すると申し上げましたが、その中に、スギの集成材の管柱といった項目が新たに加わることとなっており、それを調査するに当たっては、新たに集成材工場、今までは調査を行っておりませんでしたが、集成材工場を調査対象にするということで、それに伴って、調査の規模も若干変わらして、少し増えてくるということで、60業者が90業者になるというふうに変更されておりますが、そういった改正があるということをごさいます。

調査事項についても、集成材の出荷価格について、新たに調べることになるということをごさいます、それに伴う変更をここ1ページで書いてあるということをごさいます。

2点目の大きな変更点としましては、2ページをご覧くださいければと思いますが、2の

(1) のアで、事業実施期間というところで変更がございまして、端的に言いますと、調査の契約期間を今回長くするというところでございまして、これまでは3年間の調査の契約でしたが、今回から令和2年1月から令和6年12月までの5年間の調査をお願いすることと考えております。

この長期の契約によって、イニシャルコストを始めとしたコストの低減、あるいはより長期に契約することによって、民間の創意工夫をより発揮してもらうことができるのではないかと趣旨で延長するというところでございます。

3点目として、13ページ、これは先ほどの内水面のところでも既にご説明させていただいておりますが、こちらの調査のほうも、落札者を決定するための評価基準の中に、新たにワーク・ライフ・バランスの項目を追加するというところでございまして、こちらのほうも、このように新たな項目を加えたということでございます。

こちらのほうも、ただいまご説明いたしました3点以外にも、赤いところがたくさんあるかと思いますが、基本的には先ほど申し上げましたように、民間競争入札実施要項の標準例というものがございまして、それも順次改定されておりますので、そういった標準例にならって、政府全体としてこういうものにするというふうになっておりますので、それにならって改正したというところが、そのほかの赤いところについては主だった理由でございます。

最後に、こちらの木材価格統計調査について言えば、現在、パブリックコメントをやっているところでございまして、5月17日から6月7日にかけてパブリックコメントを行っております。その結果については、先ほどの内水面のお話と同様、事務局を通じて小委員会に報告させていただければと思います。

以上、2つの統計調査について、次期の実施要項を非常に簡単ですがご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いできればと思います。ありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

今、ご説明いただきました内容を伺いますと、調査対象数の変更等、重要な部分の変更がされておりますので、承継しているとは言えないと、第一印象では思いますが、まず、今のご説明についてご意見をいただき、最後に承継しているか否かの判断をさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまの実施要項案の説明について、ご意見、ご質問のある委員におかれ

ましては、ご自由にご発言をお願いいたします。

○三輪専門委員 今、2つの調査の実施の要項についてご説明いただき、ありがとうございました。一つ、対象の選び方について、質問をさせていただきます。

まず、実施要項を見る限り、資料A-2を今、見ていたのですが、こちらの内水面漁業生産統計調査のほうは、こちらは全数調査ということで、つまり、こちらの河川、湖沼、あるいは3湖沼にかかわる業者は、全て対象とするということですから、調査の対象者数というのは、業者が例えば増えたり減ったりするのに応じて増減するという理解で正しいでしょうか。

つまり、なぜ前のものと比べて今、増えているか、あるいはところによっては減っている数字もあるのですが、それは実態として、例えば800が750になったのは……。

例えば令和5年が、先ほどのご説明で5年に1回の調査なので、これが1,200ということで大きいわけですね。ただし、令和元年から4年までの中間年というか、間の年に関しては、主要な河川・湖沼のみを対象とするので、内水面漁業漁獲統計調査に関しては1,200ではなくて800であると。そして、たしかその2つの数字のうち、1つが増えて1つの数字が減っていたかと思うのですが、それは、主要なもののほうがたしか750から800に増えたというのは、実態として、主要な河川・湖沼にかかわるような業者が増えていて、一方で全体を扱うところの数字が減っているのは、全部の河川・湖沼を対象とした場合には業者の数がやや減りぎみであるのでこういった数字という、そういった理解で正しいでしょうか。

○窪田課長 はい。まさにそういうことをございます。

○三輪専門委員 わかりました。じゃあ続けてもう1つ。今度は資料Bのほうの、木材価格統計調査のご説明をありがとうございました。

こちらのほうも、資料を見る限り、こちらに関しては先ほどの調査と違って、こちらは標本調査ですね。つまり全数ではなくて、先ほど母集団のリストの話がありましたので、全体の業者の母集団があって、そこから何らかの基準でサンプルを選ぶわけですね。

その際の、とりあえず気になった表現が、資料B-2の8ページ目にございまして、上から3行目のところで、「調査対象を有意に選定し」といった文言がございまして、この考え方ややり方はどのような手続なのかということを知りたいです。

なぜかという、普通の考え方だと、サンプル調査というのは無作為抽出です。有意で

はなく無作為に抽出するというのが、統計学あるいは統計調査だと多いと思うのですが、有意に選定していることの方とやり方といったものについて、ご説明いただければと思います。

○窪田課長 対象者をどのように選定するかということですが、まずこれは都道府県を選定することから始まりまして、木材基礎調査という別のもっと包括的な調査がございますが、そういった調査の結果を使って、それぞれの材について、全国消費量またはその生産量がおおむね80%をカバーするような上位の都道府県をまず選定するということから始まります。

都道府県を選定した後に、今度は数市町村、特にその県の中でも、消費量の多いような市町村を県ごとにおおむね5市町村ぐらい選ぶわけです。それから、年間の調査品目の取扱量が多く、年間を通じて変動の少ない調査対象を、実は有意に選定しているということでございます。確かに、何でランダムではないんだという話についていえば、継続性というものがこれは非常に重要だと思いますので、取扱量が多くて変動が少なく継続的に調査できるようなところで、価格の調査を行ってまして、実は有意抽出でございます。

○三輪専門委員 わかりました。基本的な考え方としては、無作為制はとっていないけれど、主要なところ、主なところは全部きちんと情報がとれているという考え方で、これですと過去から継続的に行われているということですね。今回別に新しい話ではないと。

○窪田課長 はい、そういうことです。

○三輪専門委員 わかりました。では、もう1つだけお聞きしたいのは、この有意抽出で選ばれる対象が母集団をどれぐらいカバーしているかといった、カバレッジというのですが、このカバーしている割合はどれぐらいかということ、業者数でもいいですし、あるいは売り上げとか流通の単位でもいいのですが、大体どれぐらいをカバーしているかといったことも、おおむねの数字だけでも、もしお教えいただければ。

○窪田課長 はい。今は、素材、チップについて言えば、290工場で調査をやっておりますが、その母集団としては、非常に、すみません、今、正確な数字はわかりませんが、大まかに言うと五、六千ぐらい、母集団としてはあるということなので、カバレッジとしては、ですから5%程度というか、そんな感じになると思います。

○三輪専門委員 わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○浅羽副主査 ご説明いただきありがとうございます。私からは1点、評価について、落札に当たっての総合評価の中身について、質問させていただきたいと思います。

両方の事業ともに、同じようなものであるのですが、特にはっきりしているものとして、木材流通統計調査のほうで、資料B-2の13ページになるのですが、今回、加点する部分、技術点の加点項目が増やされているのですが、それらを幾つか見てみますと、例えば2.1の一番下、体制として「農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。」これは当然、そういうことが必要であろうというのは、その前のほうでもいろいろと書いてあるのですが、似たように見える3.5、調査票の審査・疑義照会対応の最後も、「農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか」で、ここも加点で増やされていて、あと3.7の最後のところも、「調査票データに関して、疑義照会に対する対応が示されているか」、こちらも追加点が今回増されているのですが、これは、3分割してやって、さらに多くの点を積み上げる意味は何かあるのでしょうか。

どれほどここが異なるものとして示す意味があるのかということについて、ご教示いただきたいのですが。今回さらに加点しているということは、これが本当に大事だということだと認識しているのですが、このように3カ所にわたってやっている意味はどういうところにあるのか、教えていただきたいと思ひまして、質問させていただきました。

○窪田課長 日々、民間事業者とはやりとりをやるということになるわけですが、特に、我々として一番重要視しなければいけないということについては、統計の質の維持という観点だと思っております。そういうことからすると、我々の要求水準というか、そういったものを満たしているかということが重要だと思っております。特にそういう面で、いろいろ疑義照会等々について、我々として疑問解消がよりよくできているところというのが、我々としても質の高い、我々の要求水準を満たしているような調査ができるところだというふうに考えているところもございまして、そういう観点で、より加点しているという趣旨ではございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。意図はすごくよくわかります。そこは大事だということは、その前のほうでも、ちゃんと照会するようにと、質も大事だということは重々承知した上で、それでもなおかつなのですが、このように調査票の審査等で疑義照会に対する対応がちゃんと示されているか、さらには調査票データにおいても示されているかというふうにわざわざ書くということは、それぞれで別の対応をしろというふうにも読める

のですが、多分そういうことではなくて、組織としてちゃんとやれるかどうかを見ているのかなと思っているのですが、これはかなり別のものなのですか。

○窪田課長 何と申しますか、事案としては別ではありますが、ただ、確かに委員がおっしゃるように、根本として目指すところというのは一緒ではあります。質の向上というか、質の維持と申しますか、そういったところから来ているところは、確かにおっしゃるように、そういうことでございます。

○浅羽副主査 もう1点よろしいですか。今度は全く別のことで、先ほど、1つ目の内水面漁業生産統計調査においては謝礼をなくしたとおっしゃっていました。それは予算の関係等であってというふうに課長がおっしゃっていたと思います。

一方、木材価格統計調査のほうは、まだ残っていて、従前の金額を比較すると、木材のほうにちょっと高い謝礼が出されているので、それだけ、統計等が難しいのかなとは思ったのですが、このように判断が完全に分かれている理由を教えてください。

○窪田課長 木材価格統計調査のほうは、月別調査ということで、要は毎月調査に入って調査に協力していただかないといけないということで、調査対象者の負担が大きいという判断がございまして、ですので、そういう観点もあり、木材価格のほうはまだ謝礼を維持するということと申しますし、内水面のほうは年1回の調査でございますので、そこはちょっと、効率化の観点からということと申します。

○浅羽副主査 ちなみに、謝礼の支払いに関して、請負業者の負担というのは結構あるものなのですか。それともこれは請負の中では大したことの無い、労力も大してかからない。金額はもちろん全然関係ない、コストに入らないというのは見てわかったのですが、受ける業者の時間とか、そういうものがかなりかかるものなのですか。

○窪田課長 多分、振り込みでやられているというふうに思いますので、そんなに手間暇がかかっていることはないのではないかと申しております。特段、そういったことに関して、事業者から大変だというような不満というのはないと思います。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○生島専門委員 ご説明ありがとうございました。私も、評価項目のところに関連して教えていただきたいのですが、資料A-2とB-2と両方、資料A-2は16ページで、資料B-2が12ページのところになるのですが、評価項目の2の実施体制の2.1の、本業務を遂行可能な人数は確保されているかというところで、Bのほうは、48ページで常勤

職員2人、非常勤職員2人ということで、延べ人数以外に人数が出ているのですが、Aのほうで延べ人数の人日は出ているのですが、2人とか3人という人数が出ていないんです。

これは、Bのほうでは人数が出せるけれど、Aのほうでは人数が出せないのは、何か理由があるのでしょうか。

○窪田課長 ちょっと書き方の問題で、出せないというわけではないです。

まず現状を申し上げますと、常勤の人が3名と内水面の担当が3名ということで、6名でやっているということでございまして、その人数がこれに要する人数ではないのかというふうに、我々は考えております。

すみません、こちらの書き方として、資料のほうに不備があったことは確かでございます。人数はそういった6人ぐらいというところでございます。

○生島専門委員 なるほど。注記事項で、調査の実施に要した人日って、民間委託しているため農林水産省の職員としてマイナスというか、なしとしているという記載があったので、Bのほうでは特にそういうことがないのかなと思ったときに、もし同じであれば、そこはなくてもよろしいのかなということと、やはり評価項目で本業務を遂行可能な人数が確保されているかというときに、結局何人必要だったのかというのがわかったほうが、新規参入の方にとっては非常にわかりやすいのかなと思ひまして、可能であれば、人数を記載していただけたらなと思ひました。

○窪田課長 わかりました。そういうふうに、記載するようにしたいと思います。

○生島専門委員 はい。すみません、ちょっと、本当につけ足しなのですが、私も先ほど浅羽先生からご質問のありました、同じく評価項目で、農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているかということが何回か出ているところが気になっておりました。加点が増えていると。

これをぱっと新規の方が見たときに、体制というのはやはり人数と関係するのかなと思ひてしまったり、もしくは、人数がいても、農林水産省の方と今まで一度もお仕事をしていない人ばかりだったら、それは体制と言えるのかとか、気になったときに、もし仮に、過去に農林水産省の方とやりとりをしたことがない場合は、それは備わっているというふうにカウントされないとしたら、新規の方は参入しづらいのかなと思ひたりしたのですが。

少しだけ、具体的には人数、やる人の、どの辺の有無なのか、もう少しだけ教えていただけたらと思ひます。

○窪田課長 もちろん、今まで農林水産省と関連がなかったから、ここの得点が低くなる  
とか、そういったことではもちろんございませんで、こちらのいろいろな要望についてど  
う対応していくか、その対応体制というか、突き詰めれば人数ということではないかとの  
ご指摘なのかもしれませんが、人数以外にもいろいろな、担当とか体制とか、そういった  
こともあるのかなと思ひまして、そういう観点で、ここを加点するということになります。

決して、農林水産省の今まで、例えば接触があるとかないとか、そういう経験がある  
とかないとかいうことではなくて、純粹に調査として、我々のいろいろな、疑義照会であ  
れば、数字が出て、非常に前年に比べて大きくなったり、異様に小さくなったりした場合は、  
何でそう大きくなったり小さくなったりしたのというような要因というか、そういったこ  
とを突き詰めないと、その数字が本当に正しいのかどうかということがわかりませんので、  
そういったいろいろな数字が正しいかどうかということで、こういうところも調べてほし  
いとか、いろいろな要望をすることがございますので、そういったときにどういうふうな  
体制で、そういったことをどういうふうにやっていくかというようなことを評価していく  
のかなと思っております。

○生島専門委員 なるほど。というか、やっぱりちょっとふわっとしてよくわからな  
かったのですが。人数も2人とか4人とかで、大変少ない人数で、人数以外で判断される  
部分というのが、統計調査の知識と体制の柔軟性というのは非常によくわかるのですが、  
農林水産省からの要望に柔軟に迅速に対応できるというのは、どこをもって判断されるの  
かなというのが。

例えば私が新規の業者で、評価してくださいという場合に、農林水産省からの要望には  
柔軟に迅速に対応いたしますという意気込みしか示せません。専門知識は非常にあります  
と。ただ、それに関してはやったことがないので、でも、きちっと農林水産省からの要望  
には対応します、と言え、それでオーケーなのでしょうか。それでは足りないのでは  
うか。

○久芳統計管理官 恐れ入ります。例えば、例としてですが、業者、とりあえず皆さん忙  
しいので、対応できる時間を前もって把握するですとか、同じですけれども、業者とコミ  
ュニケーションをとるとか、そういった方法で、例えば我々から照会を委託した業者にし  
た場合に、迅速に、また調査対象にその話をつなげるといったような体制ですね。そうい  
ったものの創意工夫の状況を、この審査の資料として記載していただければ、我々もそれ



に対して評価をするといったようなことが考えられるかと思います。

○生島専門委員 わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○三輪専門委員 すみません、もう少しだけちょっと。統計調査の内容的な話なのですが、資料B-2のほうの木材価格統計調査で、先ほどのご説明にあったのが、これは集成材工場を追加されているからなのか、4品目の追加という話がございます、同時に5品目をやめるといったご説明がありましたが、どの品目を追加して、どの品目をやめるのか。そして、その結果として、例えばこれは調べるものが増えれば増えるほど、データの入力だとか結果の集計表の出力だとかも多くなる。つまり調査会社の負担が多くなるのではないかと思ったのですが、結果的にはこれで、追加とやめるもの、どちらかといえばやめるものの方が多くなっているんで、調査会社の負担としては従来どおり、あるいはむしろ軽くなるぐらいだというふうに考えてよいのかどうかといった点について教えてください。まず品目の内容と負担について。

○窪田課長 まず追加する品目ですが、これを読み上げると非常に専門的なのですが、新規に加わるのは全て木材製品の関係の品目でございます、1つはスギの正角の乾燥材というものが加わります。もう1つは、同じくスギの間柱を作っている、間柱というのは柱の1つなのですが、通し柱というのが1階から上まで通る柱とすると、管柱というのはその階の柱ですが、その真ん中に、壁紙とかそういったもののための柱を間柱と言っているのですが、その間柱をスギでつくったもの、そういったスギの間柱の乾燥材を加えます。あと、同じ間柱なのですが、ホワイトウッドという木でつくった間柱。これも乾燥材ですが、これを3つ目の品目として加えます。4つ目として、先ほど最初にご説明いたしましたが、スギの集成材の管柱。これは管柱のほうですが、それをスギの集成材で作ったものがございます。この4品目が新たに加わるということでございます。

逆に5品目廃止するほうでございますが、素材として2品目廃止することにしてしまして、米国から来たツガ丸太と、北洋エゾマツの丸太というもの。あと木材製品として3品目削ることにしておりまして、スギの正角、ちょっとわかりにくいのですが、先ほど加えると言ったのはスギの正角の乾燥材のほうで、今申し上げたのはスギの正角の普通のほうでございますが、それを削りますし、あとマツの平角、あと北洋エゾマツ板といった品目について、削ることになります。

基本的に、業者の負担ということであれば、素材にしる製品にしる、1つの工場で幾つかの製品を作っていたり、素材を作っているというのが現実でございますので、1つの工場で幾つかの品目の調査をするということをやっておりますので、この辺の素材あるいは製品の入り繰りがあっても、そんなに負担というものでは変わるわけではございません。

ただし、先ほど申し上げましたように、スギの集成管柱については、新たに今までとは違った集成材工場というものに調査をするということですので、その部分については若干、民間事業者の負担にはなるということでございます。

ただ、その負担感でございますが、今360弱ぐらいで、30程度が増えて、全体で390弱ぐらいになるわけですが、一時はもうちょっと、400業者ぐらい全体でやっていた時代も、この調査はございますので、ちょっと増えて負担感はありますが、十分できる範囲ではないかと考えております。

○中川副主査 ご説明ありがとうございました。先ほどの生島専門委員からの質問に関連してですが、木材価格統計調査のほうの評価基準に加点が加わったところの疑義照会に対するご回答の部分で、実際、前年度から、例えば大きく数値が変わったようなときに、その原因は何かという疑義照会みたいなお話があると伺いました。

別途、資料B-3の、民間委託の対象範囲を拝見していると、この業務はあくまで調査を行って、それを取りまとめて報告をします。実際の結果分析に関しては農林水産省のほうの仕事というふうに理解をしているのですが、先ほどの疑義照会のところのお問い合わせって、ちょっとそこがグレーな部分があるのかなと感じたのですが、いかがでしょうか。

○窪田課長 審査についてのご質問だと思うのですが、もらった数字が本当に大丈夫かということを審査というふうに我々は言うておりますが、それについて言えば、回収したものについての審査は、民間事業者自身もいろいろやっていただくということに、この中にもいろいろ書いてございますが、なっております。

ただ、それを経た上で、我々も報告いただくわけですが、我々としても若干、それから審査というか、我々は我々でもう一度審査をするというところもありますので、その過程でいろいろと問い合わせをすとか、そういったことが起こるということになっています。

○中川副主査 ありがとうございます。そこの業務範囲の線引きって、結構きっちりできているのでしょうか。というのは、多分その部分は評価基準にもなっているし、負担的にも結構大きい部分だと思うのです。分析のところというのは。その、農林水産省と委

託業者との業務線引きというのは、クリアになっていますでしょうか。ちょっとそこが気になりましたので、質問させていただきました。

○窪田課長 審査ということでは、審査事項一覧ということで、木材でいえば別紙9に付けさせていただきましたが、我々として業者に期待する審査事項については、この表に基づいて、これを埋めていただく形というふうに思っております、これが我々が民間事業者に期待している審査業務ということでございます。

ですから、そういう面では、民間事業者の審査、集計の検討というものは、ほぼしっかり決まっているかなと我々は思っております。

○中川副主査 わかりました。ありがとうございました。

○尾花主査 これは変更する前は、業者も何人も出ていただいて、実施要項はうまくいっていたという印象を受けていたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○窪田課長 はい。

○尾花主査 となると、今回の変更によって、入札業者さんの意識が変わるかどうかなというのを知りたかったのですが。つまり、競争制限的になっているとか、業務が多くなっているとか、入札しにくいという変化をもたらす入札要項の変更なのかなということが知りたくて、今まで他の委員が質問してきたと思われませんが、三輪専門委員のご質問から、業務量とか調査の複雑さとか、さほど変わらないのではないかなという印象は受けました。

そうすると、このままの実施要項でよい調達ができそうな気はしたのですが、気になったのは、浅羽委員が言ったように、謝礼がなくなったことによって、100%の回収率は達成できるのだろうかという点です。謝礼がなくなったのに100%を要求することによって、競争制限的にならないのかなという心配を一つしています。

なぜかといいますと、100%を要求するということは、100%に達しないときには債務不履行になってしまうので、業者としては、債務不履行になるぐらいなら入札したくないというような意思を持つかもしれないからです。

実施要項の中で、100%を達成しなかったとき、やむを得ない理由としてと、AにもBにも書かれているのですが、その書き方について、農林水産省のほうで裁量的な記載をしますと、かなり無理を強いるのではないかと思いますので、その辺の記載をちょっと工夫していただきたいとか、見直していただきたいなと考えています。別段、こうしてくださいというのはないのですが、そういう印象を受けているのが1点です。

2点目ですが、各委員が質問した評価基準のところなのですが、何が言いたかったかといいますと、おそらく、A-2、B-2を拝見すると、体制とか工夫とか対応とか、抽象的な表現があるので、おそらく農林水産省のほうで、こういうイメージでやっていただきたいという具体的な提案があると思うので、それが人なのか、人数なのか、経験なのか、対応時間なのかというようなことを、ちょっと記載していただくと、業者として何が評価されるのかがわかるということを各委員が言いたかったのだと思います。それから、浅羽委員が特に言いたかったのは、重複して要求するということは、重要なのはわかるけれど、おそらく、秘めているのは、過去にやった方にとって、重複して同じことを評価されると、点数が稼ぎやすいので有利になってしまうのではないかなという懸念をお持ちなのだと思います。

なので、その重複記載について、御省として非常に重要で、ぜひお願いしたいとずっとおっしゃっていたので、それはわかったのですが、こちらサイドの真意としては、同じ事象を複数回評価することによって、従前の業者が入りやすくなるのではという懸念で、何かご検討はいただけないだろうかという提案と受け取っていただければと思います。

○窪田課長 わかりました。2点について検討させていただきたいと思います。

○尾花主査 はい、ありがとうございます。

それでは、本実施要項について、ご議論を踏まえ、承継しているかの判断をしてまいりたいと思います。皆様、承継していないというご判断でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 わかりました。

それでは時間となりましたので、内水面漁業生産統計調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の実施要項に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございませぬ。

○尾花主査 それでは、実施要項案については承継していないと判断されるものであり、現行プロセスとして実施することとします。また、現在実施されている意見募集の結果を、後日、当小委員会の委員で確認した上で、監理委員会に報告する方向で調整を進めたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 はい。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○窪田課長 どうもありがとうございました。

(農林水産省①退室)

(農林水産省②入室)

○尾花主査 それでは、続きまして農業物価統計調査につきまして、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課 片桐課長からご説明をお願いします。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○片桐課長 経営・構造統計課でございます。お手元の資料C-2が実施要項でございますので、この案について、先ほどの生産流通消費統計課と同様に、主な変更点を中心にお話をしたいと思います。

まず、これまでの市場化テストとしての取組の経緯をまとめたものが資料C-4になります。平成21年度以降、これまで第3期にわたりまして、この農業物価統計調査については市場化テストの枠の中で実施させていただいております。

今回、第4期ということで、引き続き競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきます市場化テストの枠の中で、この調査を実施させていただきたいということで、要項を用意してきたところでございます。

農業物価統計調査は、5年に1回、基準年の改定がありますので、基本は5年ごとに国庫債務負担行為に基づきます契約になるわけですが、第3期につきましては来年終わりますので、また新しいサイクルに入るということでございます。

それでは、C-2をご覧くださいと思います。

今回、第3期から第4期への切替えの時でございますが、基本的な考え方等については変わっておりませんが、本年5月10日に、総務大臣から、第4期の市場化テストの実施に当たりまして、調査計画の変更について承認をいただいております。

具体的に申し上げますと、2020年、令和2年からの基準改定に伴いまして、調査対象の数を追加するということが主でございますが、この変更をしておりますので、これに基づきまして、実施要項C-2の変更点をご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料C-2の1ページ目、農業物価統計調査の概要をご覧くださいと思

います。

1でございます。農業物価は、読んで字のごとく、農業における投入ないし産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係があります農産物、農薬・肥料などの資材の価格を定期的に把握しております。基本的には毎月把握し、毎月公表した上で、年次の調査報告を公表しております。

具体的には、C-7に、これは昨年7月に平成29年の年次を出したのですが、これと同じような体裁で、毎月価格と指数を公表させていただいているものでございます。おおむね農産物については129の品目、農業生産資材については約160の品目について調査しております。

資料C-2にお戻りいただきたいと思えます。まず、C-2の1ページ、四角囲いに調査の概要を整理しておりますが、調査の種類としましては、農産物の価格調査と農業生産資材の価格調査の、大きく2つに分かれます。

農産物の価格調査については、野菜とそれ以外ということで2つに分けております。野菜につきましては、価格の変動が比較的短期に起こるということで、月2回の調査ということで、野菜以外については月1回の調査ということで、この農産物については野菜とそれ以外に分けております。ここは変更ございません。

中ほど、調査の規模につきましては、黄色囲みしておりますが、ここは変更点の1点目になります。これまで、農産物につきましては市場を通して販売されるということが主体でありまして、今でもそこが主力ではございますが、最近、市場を通さずに、農産物の直売所ですとか、インターネットを使った直接販売といった取組も増えております。また、農薬・肥料などの農業生産資材については、JA、いわゆる農協以外のホームセンターですとか、そういったところから購入されて使用されることも当然増えてきているということでございます。

これまでも、この農業物価統計につきましては、農産物の市場外流通の価格、また農業生産資材についてもホームセンターなど農協以外で販売している資材価格も調査対象とはしていたわけですが、その割合が必ずしも市場外流通の割合、ないしはJA以外での資材の流通の割合に即したものではなかったということございまして、今回、令和2年1月以降、農産物に関しましては直売所などの市場外での流通の価格、農業生産資材につきましてはホームセンターなどのいわゆる商系の価格についても、追加して把握をしたいとい

うことをごさいますして、先般、総務省から承認をいただいているところをごさいます。

その結果といたしまして、資料C-2の1ページの黄色囲みをごさいまするが、調査客体としてそれぞれ300客体、200客体、100客体程度、客体の増を見込んでいるということをごさいまする。

これを受けまして、C-2の2ページ目の一番下の脚注をごさいまするが、この要項の別紙につけております調査対象数については、今後変更があり得るということで、注書きを書いているところをごさいまする。

またC-2の1ページにお戻りいただきたいと思ひますが、調査の規模の下に、調査時期というものがあるかと思ひます。調査時期につきましては、具体的には別紙2というものが後ろについていると思ひますが、それぞれの品目ごとに、主な流通時期に合わせて調査してありますので、米のように1年中流通しているものについては基本毎月調査をごさいまするが、野菜や果実のように旬のあるようなものについては、それぞれ品目別・都道府県別に調査時期が異なっております。そういったものを別紙2という形で整理をしたものが、別途、この実施要項の添付資料ということで付けさせていただいているものをごさいまする。

これに関しましては、基本、別紙2の品目については大きな変更はないわけですが、後ほど品目の追加のところをご説明させていただきたいと思ひますが、農産物、農業生産資材、それぞれ若干の新規の追加を予定しております。それらについては、今、調査要領を策定しているところをごさいまするして、7月には調査要領を策定した上で、新規に追加する品目を明らかにした上でお示しすることを考えているところをごさいまする。

C-2の2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。調査の期日が1ページから2ページ目にわたって書いてありますが、これについては前回第3期と変更ごさいまするせん。野菜については月2回、それ以外については月1回ということで、同じをごさいまする。

調査事項につきましても、農業生産資材については小売価格そのものをごさいまするが、農産物につきましても、いわゆる流通経費を差し引いて、出荷経費等を控除した上で、いわゆる農家の出荷価格で価格を把握しておりますので、そういったことを記載しております。これについては変更してはごさいまするせん。従来どおりをごさいまする。

その下、2ページの真ん中ほどの調査方法、ここがかなり赤くなっておりますが、調査員調査、郵送調査、オンライン調査の3つがベースをごさいまするが、中身は一緒をごさいまする。

ます。特に変更したわけではございませんが、記載の仕方について、総務省に承認いただく際に提出いたしました調査計画と表現を合わせたということでございます。内容について変更するものではございません。

なお、この調査方法の一番下の4行、「なお、調査対象から云々、概算払いの金額であり」というところですが、ここは第3期の要項にはなかったものでございますが、実際にはこういう概算払いのものについて、後ほど精算払いの金額を報告いただくということを実施していただいております。具体的にはC-2、この資料の10ページでございます。

10ページの一番上に、四角囲みがありますが、この中に、都道府県別価格確定結果表というのがありますが、これは従来も提出いただいていた。ただ、こういったことを調査方法の中に明記していなかったため、今回、2ページのなお書きのように、ここの部分について明記したということでございます。業務として追加したというわけではございません。

次に調査品目ということで、3ページの一番上の注書きのところでございます。黄色く反転しているところでございますが、こちらについては、新しい令和2年からの調査の中で、農産物では7品目、農業生産資材では9品目、新たに品目を追加させていただきたいと思っております。それぞれ、農産物では西洋なしですとかシャインマスカットですとかミニトマト、みょうが等々、これまで調査品目にしていなかったものについて、今の出回りから見ると追加することが適当だろうということで、これについては追加させていただきたいと思っております。

また、農業生産資材は、品目名で書いておりますのであまり馴染みはないのですが、肥料については追肥用の肥料ですとか、農業薬剤については殺虫剤、殺菌剤といったものが、それぞれ新しくこういった品目が出回っておりますので、追加させていただきたいということで、ここに明記しているところでございます。

これらにつきましては、今、私どもとしてはこれを追加するというところで検討しているものでございまして、これをもって意見招請をしておりますが、正式には調査要領の中にきっちり書き込まなければいけませんので、先ほど申し上げましたとおり、7月には調査要領を確定した上で、改めて外にお示しするというを考えてございます。

次に3ページ以降については、実際の請負業務を行うに当たっての、確保されるべき質でございますが、おおむね第3期、現行と同じになっております。



1点、大きく変わっているところが、ページがかなり飛びますが8ページでございます。

8ページの黄色く裏返っている部分ですが、これは調査品目に関する実態把握の実施とありますが、価格については、それぞれ毎月報告いただいているわけですが、今回、5年に1回の基準改定、ないしは5年に1回の品目の追加といったことを検討する際には、品目ごとに毎月の出回り量を情報として把握する必要がございます。いわゆるウエイトを付け替えなければいけないということになりますので、これは5年間毎月というわけではなく、1年間ないしは2年間、品目についての出回り量を把握しなければ、ウエイトの付け替えができないわけですが、従来、これについては我々職員がやっていた面もあるのですが、なかなか最近、流通実態も多様になっております。先ほどの市場外流通ですとか、ホームセンターですとか、そういったところの価格も聞かなければいけないということになっております。

それに合わせまして、出回り量についても、委託事業の中で、事業者をお願いするということで、別紙19を付けておりますが、こういった様式で把握していただきたいということで、要項の中に追加しているところでございます。ここは第3期と異なっているところでございます。

それ以降でございますが、契約期間になります。12ページをご覧いただきたいと思えます。

契約期間につきましては、先ほどご説明いたしました、この調査が5年ごとの基準改定ということで、5年がワンセットというのが基本でございますので、今回につきましても、第3期と同じように5年間の調査を委託するというところでございます。

ただし、調査を始めるに当たっての準備期間として、この5年間の前2か月間、そして調査をし終わった後の残務処理期間として、5年の後の3か月間、合計5年5か月が実際の契約期間ということで考えております。これは現行の第3期も同様でございます。

続きまして、同じく12ページ、入札に参加する者に必要な資格。これは標準例と同様の資格ということで考えてございます。

13ページ目の募集につきましても、第3期、現行と同じスケジュール、手続とさせていただきますと思いますが、先ほど生産流通消費統計課からもありましたが、14ページの提案書の内容について、(ス)として、14ページの一番下になりますが、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定の状況といったことを追加いたしているところでござ

います。

評価基準の一覧。ここは先ほどいろいろご議論があったところでございますが、私どもといたしましては、16ページの黄色く反転させているところ、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況を新しく追加しているところが1点。それと、黄色く反転はさせておりませんが、同じく16ページの上から3つ目、オンライン調査の導入促進の工夫を加点と加重の比率をそれぞれ上げております。

私どものこの農業物価統計調査のオンライン回収率が4%程度ということで低いということもございますので、今期、新しくオンライン調査の導入促進の工夫について、事業者の方でご提案いただけるのであれば、ここについては加点の幅を増やした上で対応させていただきたいと考えているところでございます。

17ページ以降につきまして、基本、字句の修正や、総務省から示していただきました標準例に沿った修正でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

この資料C-2につきましては、現在、意見招請をしております、6月中旬までということでございます。その結果につきましては、また改めまして事務局を通じて委員会にご報告させていただきたいと思っております。

簡単ですが以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

今、ご説明いただきました内容を伺いますと、調査対象数の変更等、重要な部分の変更がされておりますので、承継しているとはいえないという印象を受けましたが、まず、今のご説明についてご意見をいただき、最後に承継しているか否かの判断をさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまの実施要項案の説明について、ご意見、ご質問のある委員におかれましては、ご発言をお願いいたします。

○片桐課長 先ほどの（生産流通消費統計課の）体制整備については、農業物価統計調査の実施要項にも書いてありますので、対応させていただきます。

○浅羽副主査 1件だけ。実施要項の一番最後のページ、175ページのところで、疑義照会の件数と内容というのが書いてあるのですが、第2期と比べて、新しい方の期は大分減っているのですが、これは何か大きな変更などがあったからということではないのでしょうか。175ページの4です。

○片桐課長 先ほども、疑義照会の話がかなり話題になったかと思いますが、私どもの農作物価統計については、まず委託事業者が調査対象から毎月価格を聞き取った上で、これはチェックすべき点については、事業者が調査対象に照会をかける疑義照会があります。これについては、当初と比べれば減っているとはいえ、2,000件とかほぼ一定レベルになっております。

一方で、私どもから民間事業者への照会については、当初、やはり慣れなかったというようなこともあったのだろうと思います。私どもとして聞くべきことをしらみ潰しに聞いていった。それをある程度、リスト化して、こういうことを聞いてこういう回答がありましたということデータベースに蓄積した上で、事業者にフィードバックするということをやっていますので、いわゆる定型的なもの、こういうことは聞かれるなというのめあらかじめ分かるようになっていきます。

今回、また新たに期が変わって新しい業者になったときも、そういう過去の問合せの回答といったものはお渡しする。その上で疑義照会に対するマニュアルを業者に作っていただくということを考えておりますので、この500の照会件数が更に100とかになるかという、なかなかそれは、農産物ですので、天候要因ですとか、地域の出来不出来によって価格が大きく変わりますので、そのときに、これはこういうことですよという確認の意味を込めての照会もありますから、この程度は残るのだと思いますが、できるだけ定型化できるようなものについては、ちゃんと資料として残した上で、新しい業者に引き継ぐということをやってまいりたいと思います。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 すみません、先ほども申し上げたように、恐らく実施要項はうまく機能していて、今回の変更によって制限的になっていないかというようなことが伺いたいのですが、三輪先生、今回の件についていかがでしょうか。

○三輪専門委員 意見と質問がちょっとあるのですが、今回、ずっと継続的な調査ということで、恐らくデータの価値を変えないためには調査自体を変えなければいけないようなところがあって、調査項目の現代化ですとか、それから調査対象の拡大も図られていると思います。

それ自体はすごく、私としては妥当なものだと思っていて、もちろん、先ほどの調査と違うのは、調べるべき項目が増えて、かつ調査対象が増えるというところで、従来型

の調査よりも間違いなくコストは高くなるはずなのですが、その点についてどう判断されているかということは、意見を伺った方がよいかと思います。

○片桐課長 調査対象が増えますので、それに合わせて予算を積算して、例えば事業者が自腹を切るとか、そういうことはなく、ちゃんとそこは円滑にできるように予算をとっております。

○尾花主査 大丈夫ですか。

それでは、本実施要項について、ご議論を踏まえて、承継しているか否かの判断をしてまいりたいと思います。

承継していないという印象を、議論を通じて受けましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、農業物価統計調査の実施要項等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは、承継していないと判断されるものであり、現行プロセスとして実施することとします。また、現在実施されている意見募集の結果を後日、当小委員会委員で確認した上で、監理委員会に報告する方向で調整を進めたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○尾花主査 なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(農林水産省②退室)

((国研) 防災科学技術研究所入室)

○尾花主査 それでは議題3、事業評価(案)の審議を行います。

まず初めに、国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務の実施状況について、防災科学技術研究所地震津波防災研究部門 青井部門長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○青井部門長 本日はどうもありがとうございます。よろしくお願いたします。私は、

この観測網を研究者の側で統括しております青井と申します。

まず私のほうから、簡単にこの業務についてご説明した後、契約等については事務方のほうからご説明差し上げたいと思います。

では、私のほうから、この横長のカラーのもの、右上に「委員限り」と書いてある資料になります。よろしくお願ひいたします。

この業務はどんな業務をしているかといいますと、まず、防災科学技術研究所では、地震と津波と火山の観測業務をしております。左下に日本地図がありますが、全体で2,100ほどの観測点がありますが、これは1995年に阪神淡路大震災という6,000人以上の方が亡くなられた非常に大きな震災がありまして、その当時の総理府、現在は文科省に移管されていますが、地震調査研究推進本部というのができまして、その本部が策定した、地震に関する基盤的調査観測計画というのがございます。その中で、防災科研は地震について基盤観測網を構築し、運用することとされました。

また、火山につきましては、科学技術学術審議会のほうで、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」という報告書がありまして、その中で、火山に関する基盤観測を行うようにということになっております。

あと、2011年に東日本大震災が起りまして、海域につきましても大規模な観測網が構築され、海と陸と両方の観測をシームレスに稠密かつ高精度に行うということで、今、防災科研がそのような担当をしております。

さまざまなことにこのデータは使われておりますが、一番我々の身近なところといえますか、ある意味防災という重要なところで、気象庁で例えば緊急地震速報とか、噴火の警戒レベルの判断、あるいは津波警報などに使われていますし、世界中の研究者がそのようなデータを使っているということで、観測データのセンターとして、我々は地震津波火山観測研究全体の向上に貢献をするという役割を果たしていると考えております。

ですので、要求される安定稼働、あるいはそのことを確実にを行うための運用体制ということが必要不可欠という状況の中で、右下の四角枠になりますが、業務内容ということで、この維持管理業務、業務というところで切っていますが、これは支援です。管理自体をやっているのは防災科研なので、その支援ということですが、観測網の整備、観測データ処理システムの総合的な管理、それと観測装置の維持管理、それと地震観測のとれたデータの品質管理、それと観測施設の維持管理。あと、火山のほうにいきますと、火山の観測デ

一タの管理等。それと海のほうでいきますと日本海溝海底地震津波観測網、S-netと言っていますが、その管理と、あとは地震津波観測監視システム、これは南海トラフのほうでDONETの管理等ということです。それと、観測データ及び成果の品質向上と普及という、この9項目が大きな柱になっている業務でございます。

私のほうからは以上でございます。

○柴崎課長 それでは引き続き、柴崎のほうからご説明をさせていただきます。

まず、資料D-4ということで、前回、第520回入札監理小委員会の実施要項審議の際に、委員の先生方からご質問等いただいております事項に関しまして、ご説明をさせていただきますと思います。

まず1つ目、応札した2者の間で入札価格に大きな差が生じた理由の分析でございます。

落札事業者ともう1者との設定されている人件費単価及び一般管理または諸経費の率の違いによるものであると思っております。人件費に関しましては、落札事業者と他者の差は金額でA、一般管理費、または業者によって呼び方は違いますが諸経費の差は、金額でBでございます。両者を合計いたしますとCの差となりまして、ここで大きな差が出たということでございます。

落札業者は、公益財団法人でございまして、多額の内部留保を有することができないため、比較的安く人件費等を抑えているということでございます。それに対しまして、他者は民間企業でございますので、利益等を考慮した人件費、それから諸経費率を設定していることが大きな差になった影響と思われまます。

ただ、他者の人件費につきましても、特に高額ということではありまして、ここにあります国交省等が公表しております人件費単価や諸経費率と同額ということになってございます。

それから2つ目、複数年契約した場合の経費変化の分析でございます。

本業務につきましては、政府全体の方針等に基づきまして、毎年業務を見直しているため、単年の契約とさせていただきますが、上でもご説明させていただいたとおり、ほとんどが人件費でございます。

業務内容としましては、観測網の観測施設や装置、データの収集、処理等、各業務に専門性が要求されておまして、業務により求められる技術者の能力が変わってくるものがございます。技術者の能力が変わることで、その能力に見合う技術のランクが決まってき

ますので、そのランクによって人件費単価が変わってきます。そのため、当該年度の業務内容に合わせて、適切なランクを設定することで、経費を効果的に見積もることができているのではないかと考えております。

3番目、業務の分割（システム、物、データ管理）についての検討でございます。

この地震観測につきましては、地面の微弱な振動を測定しておりまして、観測施設周辺の振動環境と現地施設内における作業の有無、各種センターの状態は、整理・集約するデータの正確性に直接影響を及ぼす要因でもございます。システム観測点の管理業務とデータ整備・集約、及びこれらの情報について気象庁等の外部機関と情報の共有と発信をしております。加えて、観測データにつきましては、気象庁やJR等に活用されておりまして、緊急地震速報や鉄道事業の防災等に使用されておりまして、観測データの正確性には即時かつ円滑な対応を求められているものでもございます。

日々の業務におきまして、現地の振動環境や施設内作業等のスケジュール把握や、センサー異常等といったシステムや観測点側の管理をデータ整理・集約に反映させることや、また、データ整理・集約において、確認された通常と異なる事象をシステム等に反映させることが必要でございまして、相互に密接な連携のもとに、一連の業務としてデータ品質に関する統合管理が必要とされるため、分割を行うことはできないと考えております。

また、観測データと各観測の施設内から通信回線を介して伝送されてきますので、日々の運用上は観測装置と通信回線とが一体となったシステムとして管理しなければなりません。例えば、データの通信断があった場合は、その情報は観測システム側では把握はできるのですが、その原因が通信回線の不具合なのか、観測装置の不具合なのか、または観測システム側のふぐあいなのか、切り分けが難しい場合がございます。その場合は、観測施設へ赴いて、現地で問題の切り分け作業をする必要がありまして、システムの状況と観測施設の状況を両方把握していないと、切り分け作業や修理等の作業ができないため、施設の維持管理のみを分割することもできないと考えております。

4ポツ目、地震、火山、津波の観測網の分割の検討でございます。

政府のいろいろな計画等を踏まえまして、陸域の地震観測網と海域の地震観測網を一元化した陸海の基盤的地震・津波観測網の安定的な構築・運用を目指していたり、火山網の安定的な構築・運用を目指していたりしておりますが、それらの地震津波火山観測における観測のデータセンターとして、データを集約・公開して、緊急地震速報や噴火レベルの

判断に活用されていたり、地震津波観測研究全体の向上へ貢献することを目的としております。

ですので、観測データ処理システムは地震津波火山システム相互に連携してデータの統合を行っておりますし、データの流通の仕組みそのものや、監視の仕組みなども、データを処理するシステムは陸上・海域を問わず統合化されたシステムとなっております。

管理上も一括した管理が必要でございまして、万が一、障害が発生した場合には、その障害の切り分けが難しく、早急な対応が困難となるため、全体を総括して1者が管理していくことで、円滑・正確な対応を行うことができると思っております。観測網の種類による分割を行うことはできないと考えております。

最後に5番でございます。マニュアルの開示につきましては、本評価をしていただく事業、平成30年の事業の入札実施要項におきましても、こちらの項目に書かれておりますとおり、入札公告期間中に限りまして、所定の手続を経て研究所内で閲覧することを可能とさせていただきます。

また、閲覧可能な資料のリストは、入札実施要項の中に記載させていただいております。あらかじめ秘密保持誓約書や資料閲覧申し込み等、所定の手続を踏んでいただければマニュアルを見られるということで、マニュアルは公開をしております。

以上、前回の実施要項の審議におけるご質問に対しますご説明でございます。

引き続きまして、資料4で、平成30年度事業についての実施状況についてご説明をさせていただきます。

まずI、事業の概要。業務の内容につきましては、今、青井のほうからご説明をさせていただきますので、省略させていただきます。

契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日。受託事業者は公益財団法人地震予知総合研究振興会。実施状況評価期間は契約期間と同じ平成30年4月1日から平成31年3月31日でございます。

受託事業者の決定の経緯でございますが、入札参加者2者から応札がございまして、平成30年2月1日に開札をさせていただきます。予定価格の範囲内でございます公益財団法人地震予知総合研究振興会を落札者として決定させていただきます。

それから、確保されるべき質の達成状況及び評価でございます。

まず1つ目、観測網の安定運用ということで、目標としましては、観測網の安定運用、



稼働率95%以上という形で目標とさせていただきました。その結果は、稼働率99%を維持しておりまして、目標水準を達成しているということでございます。

続きまして、次のページでございますが、情報管理でございます。個人情報、機密情報、その他契約履行の際に知り得た情報等につきまして、情報漏洩がゼロ件であるというのが目標でございましたが、その結果につきましても情報漏洩はゼロ件でございまして、目標の水準を達成しているということでございます。

それから3番の安全管理でございますが、安全管理の不備による事故がゼロであることを目標としておりましたが、結果としても事故はゼロ件でございまして、目標水準を達成しております。

それから、実施経費の状況及び評価でございます。

まず実施経費でございます。従来、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの契約額といたしましては4億3,700万(税抜き)でございます。それに対しまして決算額が4億3,921万5,401円でございます。増えたのは、仕様書の中に、旅費や外勤等があれば別途清算するということで記載させていただいておりますので、増えた分は旅費とか外勤費といった費用になってございます。

今回、市場化テストをさせていただいております平成30年度事業につきましては、契約額が4億3,700万(税抜き)、決算額は4億4,059万869円(税抜き)となっております。

実施経費の内訳につきましては、従来と今回でこのような形で比較をさせていただいております。人件費、それから外注経費、それから一般管理費、小計、それから事業費、施工管理費と値引き、契約額と。あと、先ほどの別途請求分ということで乗せさせていただいております。金額は全て税抜き額となっております。

評価でございます。お手元の資料D-3、横書きの表を見ていただけるとわかると思うのですが、27、28、29と、契約額が増えております。そちらにつきまして、まず簡単にご説明させていただきますと、27と28を比較すると530万円ぐらいの増となっておりますが、こちらのほうは年度途中の9月から、日本海溝海底地震津波観測網というのがございまして、こちらの管理業務が追加になったことによって増えたものでございます。

それから、28年度と29年度を比較いたしますと、2,500万円ほどの増となっておりますが、これは日本海溝海底地震津波観測網の陸上局の運用管理や、地震津波観測シ

システムのデータ公開システム、データ流通・データ品質システムの管理業務等が、新規の項目として追加になってございましたので、そちらのほうで増えているということでございます。

今回、平成29年度と平成30年度を比較させていただきますと、上記のような観測項目等の業務追加はございませんでしたが、人件費について、公共工事設計労務単価を平成29年度と平成30年度を比較させていただきますと、平均2.4%の上昇が見られております。最終的な契約額の増加は認められないということを考慮させていただきますと、一定の削減効果があったのではないかと考えております。すなわち、実施経費の人件費から人件費上昇分を控除しますと、約2.4%、約960万円の削減とみなしております。

ちょっと戻っていただきまして、先ほど実施経費の内訳を記載させていただいておりますが、こちらの人件費は、従来であれば3億9,700万円で、今回が4億600万ということで、これが約2.4%ぐらいの増加でございますが、この分に関しても、下の最終的な競争の結果、値引きのところでのみ込んでいるということでございます。

続きましてIV、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。

まず1番目、日本海溝海底地震津波観測網、通常S-netと略しておりますが、陸上局敷地内の外観管理につきまして、民間事業者から提案を受ける前は、地権者への聞き取りや連絡及び機器点検等で施設に立ち入ることがあるのですが、その際に陸上局施設敷地内を確認させていただいて、草が生えていたりして除草等が必要な場合には、地元の業者と作業の調整をしておりましたが、別で高感度地震観測網、Hi-netというものがございまして、こちらのほうでは観測施設等の陸域施設で外観管理の手順などを標準化しております。その中で、除草等が必要な場合には地元のシルバー人材センターを活用した除草の作業としておりました。そちらを準用して、今回もそういった形であるのがよいのではないかとこの提案を受けまして、検討させていただきまして、施設の外観管理が適切になることと、経費につきましてもおおむね四、五十万削減されると判断して、採用をして実施しております。

それから2番目、平成30年7月豪雨により、地震観測施設も浸水被害を受けております。現地状況及び土砂の堆積や、屋内への浸水による機器の被害状況の把握と、土砂の除去清掃を初めとする復旧計画につきまして、現地状況を踏まえた施設の修繕、観測機器の修理を実施する提案を受けまして、早期の観測復旧に向けて効果的な提案と判断して、採

用させていただいております。

特に、地震観測施設の借地範囲に土砂が流入して堆積していたのですが、当然ながら、周りの施設、借地範囲以外にも土砂が堆積していたことから、民間事業者のほうで地権者に確認と相談の上、施設周辺へ敷きならしで、施設の範囲の土砂等を処置することを了承を得て、基本的にはその土砂は敷きならしという方法を提案してもらいました。

通常であれば、土砂は場外搬出によりまして、残土の処分という手続を想定していたため、その分の経費、おおむね20万円程度が削減されております。

3番目でございますが、海底地震津波観測網関連の情報につきまして、所内外の関係者と効率的な共有方法としてメーリングリストやウェブ上のコンテンツマネジメントシステムを使用したコミュニケーションツールの提案を受けて、関係者間の情報共有ツールとして適切と判断して採用しております。

V、総合評価でございます。市場化テストの終了プロセスに照らし合わせて、一応ご説明させていただきます。

まず①、事業実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等はありませんでした。

また、②、研究所におきましては、既に契約監視委員会というのが設置されております。これは外部の有識者が委員となってございますが、本市場化テストにかかわる業務に関しましても、監視の対象とされておりまして、今後も引き続き外部有識者等のチェックを受ける仕組みは確保できております。

③、今回の入札は2者応札でございました。ただし、入札価格に大幅な差異がございました。それから、④、対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は達成しております。

⑤、従来経費と契約金額との比較による削減につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、人件費単価が平均2.4%上昇している中で、契約額の増加がございましたので、人件費上昇分を控除させていただくと、約2.4%、960万円程度の経費が削減されたとみなせるのではないかと考えております。

今後の事業でございますが、上記のとおり、受託者につきましては事業の実施状況につきましては良好な状況にあると認められるかと考えております。

ですが、入札におきましては2者応札であったものの、入札価格に大幅な差異がござい

ました。このため、市場化テストは継続し、より多くの民間事業者へ入札参加を促すなど、競争性の確保に努めたいと思っております。

また同時に、入札価格に大差が生じた事由を分析しまして、現在の受託事業者でございます公益財団法人と民間事業者とで経費面での競争性の確保が可能かどうか、今後精査していきたいと考えております。

ご説明は以上です。よろしく申し上げます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。事務局より評価案のご説明です。

事業の概要等につきましては重複いたしますので割愛させていただきます。

評価の概要、結論を申しますと、競争性の確保において課題が認められておりますので、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

検討の内容について、簡単にご説明させていただきます。

確保されるべき質の達成状況につきましては、稼働率99%、情報漏れ事故等もゼロ件でございましたので、確保されていると言えるかと判断いたします。

民間事業者からの提案につきましても、3点ございまして、このうち2件が経費削減にも結びついていることから、評価できると考えております。

それから、選定の際の課題に対する対応と、その改善につきましては、資料D-3のピンクのところがございます対応のほうは6点記載されておまして、この点についても一定の努力をされたということで、評価できると考えております。

評価のまとめでございますが、経費削減効果等については、先ほどもありましたとおり人件費2.4%の平均の上昇率等を勘案しますと、一定の削減努力が認められると考えられます。それから、質の確保につきましても、先ほど申し上げたとおり、基準を確保できていると判断できます。民間事業者の提案についても同様でございます。

他方、入札におきましては2者応札ではあったものの、入札価格に大きな開きがございましたので、競争性が確保できたとは言いがたいと思われまます。

以上、実施の点につきましては一定の評価ができますが、結果としまして競争性の確保には依然として課題が残ったということになります。

これを受けまして、今後の方針でございますが、繰り返しになりますが、競争性の確保

の課題が引き続きありますので、引き続き民間競争入札を実施して、業務の分割や複数年度契約、先ほど研究所からは難しいという説明がございましたが、可能であれば再度、この点についても検討を加えた上で、より多くの入札参加が確保できるよう努めるよう、求めたいと思っております。

あわせて、次期事業において、もし入札価格に大きな乖離が継続するような状況がある場合には、引き続き詳細にその事由について分析して、その点についても明確にすることを、あわせて求めたいと考えております。

簡単ですが以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました、当事業の実施状況及び事業の評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご発言願います。

○生島専門委員 1点教えてください。資料D-3で、ヒアリングをされていらして、「3者は、業務に他者のシステム運用管理などのふなれな業務が」とあるのですが、この「他者のシステム」というのはどこの会社を指しているのでしょうか。

○青井部門長 どこという特定の会社ではないのですが、観測をやりますので、これまで長年にわたって少しずつシステムを構築してきてございます。

ですので、例えばコピー機のメンテナンスですと、自社のコピー機のメンテナンスを普通やると思うのですが、そういうことと同じで、自社でないものなのでという、そういうニュアンスだと思いますが、ここではシステム全体が特定の業者ということではないです。

○生島専門委員 観測データ処理システムのことを言っているのでしょうか。このシステムというのは。

○青井部門長 観測全体は非常に複雑にいろいろなシステムが組み合わさってございますので、それ全体を指しているのかなと、これは想像ですが、考えております。

○生島専門委員 いろいろシステムがあると思うのですが、データベースそのものというのは、どうなっているのですか。

○青井部門長 冗長化されています。

○生島専門委員 そうすると、受注された方は、複数の拠点のほうに行って運用をするという理解でよろしいのでしょうか。

○青井部門長 そうですね、はい。

○生島専門委員 拠点の部屋に人が派遣されて、そこに入って行くと。

○青井部門長 はい、そのとおりでございます。

○生島専門委員 ちなみに、今、受注されている事業者というのは、場所はどこにあるのですか。

○青井部門長 東京ですかね。

○生島専門委員 つくばには特に事務所はなくて。

○青井部門長 つくばにも、小さな事務所は構えています。ですが、東京のほうは。

○生島専門委員 じゃあ、基本的には人を派遣しているということですかね。

わかりました、ありがとうございました。

○尾花主査 1点だけ教えてください。資料D-4の1の分析結果ですが、この事業によって利益を生み出さなければならない民間事業者は、人件費、一般管理費を高く入れているということと、あとは最後のほうにある、「ただし人件費、諸経費率について、特に高額ということではなく」という説明をいただいているのですが、前半と後半の意味を教えてください。

○青井部門長 ちょっとややこしい書き方になっていて恐縮ですが、まず法人格として、公益財団法人というのは基本的には、平たい言い方をすればもうけないということです。一方で、通常の民間のプライベートカンパニーは、当然のことながら、これは経済活動として利潤を生むという、その根本的な差がございます。

それで、後段で書いている、他者の人件費、諸経費率について特に高額ということではないというのは、通常のプライベートカンパニーが積算をするときの、公的に人件費とかそういう算定根拠がありますが、そういうものに照らして不当に高いわけではなくて、民間企業として通常の平均的な金額を積み上げているので、それが高いということではなくて、むしろこれは公益財団法人だからこういう値つけで差が出ているというご説明です。

○尾花主査 そうすると、この人件費については、単価の比較においては民間事業者のものは公的資料と同額であるけれど、ということですか。

○柴崎課長 そうです。そのとおりです。

○尾花主査 そうすると、総額がこのように変わってくるのは、単価の差が公益財団法人と民間事業者で異なり、その単価×業務量の見積については、両者に差はないという理解でいいでしょうか。

○青井部門長 はい。

○尾花主査 そうすると、そういう分析なのであれば、実施要項でやっていただきたい業務についての研究所の意図は伝わっているけれど、単価の点の換算が、民間事業者と公益財団法人で異なるので、このような差が出ており、という分析と理解していいでしょうか。

○青井部門長 はい、そのとおりだと思います。

○尾花主査 わかりました。

先ほどご説明の中で、この業務は実は支援業務なのですが、というようなお話をされたとき、ちょっと感じたのですが、現状、事業で業者を募集するときに、「整備及び維持管理業務」と書くのと、「整備及び維持管理支援業務」と書くことによって、研究所が調達したい業務のイメージの伝え方がちょっと違ってくるかと思うのですが、その点はいかがですか。

○青井部門長 おっしゃるとおりだと思います。私も、実は以前から担当していながら申し上げるのも何なのですが、全くその点が気になっていました。

ただ、同じ業務だということの連続性もあって、こういう名前になっていますが、これについては規模が大きいので、仕様書の説明会というのを毎年やらせていただいている中で、実際にはどういう業務なのかということはかなり丁寧にご説明はしています。

ただ、そういうご指摘もございますので、もし、この調達の名前を市場化テストの途中で変更することに差し支えがなければ、来年度につきましては変更させていただくということは、もちろんさせていただきたいと思います。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、国立研究開発法人防災科学技術研究所の地震・火山観測網の整備及び維持管理業務の事業評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 現時点では特段ございません。

○尾花主査 はい。それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

○青井部門長 ありがとうございました。

((国研) 防災科学技術研究所退室)

((国研) 量子科学技術研究開発機構入室)

○尾花主査 続きまして、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、イオン照射研究施設利用管理支援業務の実施状況及び実施事業の評価案について、審議を行います。

最初に実施状況について、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、高崎量子応用研究所放射線高度利用施設部利用管理課、渡辺課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○渡辺課長 それでは、渡辺のほうからご説明させていただきます。このE-2というもので説明します。

まず、イオン照射研究施設、T I A R Aというものがどういうものかといいますと、ここに書いてありますように、T I A R A施設というのはイオンビームの持つ特徴を利用して、材料科学、バイオ技術などの先端科学の研究に利用することを目的としておりまして、サイクロトロンなど4台の加速器が設置されているというものです。本業務としましては、ここに4つ書きましたが、①としまして、T I A R A施設利用に関する業務ということですが、こちら、下にちょっと図を示しましたが、課題募集、またそれを委員会で採否の決定や、その後、実験計画というようなことをするのですが、それらの書類の取りまとめということが1つ目です。2つ目としましては、これも下に写真がありますが、こういう実験装置、または実験室、また放射性同位元素使用施設の保守・管理ということを行います。また、施設共用のユーザーというのも、外部の人なのですが、その方の技術支援ということも行っております。

3番目には、書いてあるとおり、量研外部施設利用者の窓口・受け入れに関する業務で、こちらには保安講習ということも一つ入っております。下に写真を示しましたが、こちらが窓口となっております。

4番目が、研究成果発表・普及に関する業務ということですが、こちらは下にまた写真がありますが、これが年報でございます。またもう1つ、シンポジウムに関する業務ということがあります。

右に行きまして、確保されるべき質ですが、①業務内容、②利用満足度調査ということで、上の業務内容のほうはイ、ロ、ハとありますが、イとして安全な業務全般の実施。この基準としましては放射線事故、各種事故数がゼロ回ということ。ロとしましては、円滑な実験遂行のサポートの実施ということで、その基準としまして、実施不可実験数がゼロ回。ハ、放射線管理区域の適切な管理の実施。この基準が、放射線管理区域維持基



準逸脱回数で、ゼロ回と。実際、今回は全部ゼロ回ということになっております。

2の利用満足度調査ですが、アンケートの有効回答数のうちの、基準としましてスコア75点以上です。項目としましてイ、ロ、ハ、ニということで、イが窓口・受け入れ等の対応、言葉遣い、親切さ、丁寧さ等についてアンケートをとると。ロにつきましては、技術支援につきまして、技術支援の実験手順、実験装置の説明についてアンケートをとる。ハとしまして、実験スケジュールの調整や連絡などについてということ。またニとしましては、T I A R Aの保安講習についての、使用しております資料や説明方法などについてアンケートをとるというものです。結果としまして、全て75点以上となっております。

その下に、経費削減効果と書きましたが、実施前1年間の支払い金額としましては3,770万1,370円。これが現在の実施経費が、1年当たり3,660万ということで、削減額が110万1,370円、2.9%減ということになっております。

資料5のほうですが、これも簡単にご説明します。

まず2ページ目、ここからが確保されるべきサービスの質の達成状況ということですが、業務の内容ということで先ほど説明したのですが、ここに全てゼロ回でしたということに記載させていただきました。

ちょっと表が見づらいのですが、一番下の欄が利用者の利用満足度調査となっております、右側に平成29年度、30年度と書いてありまして、次のページに行きますと、実際の点数が書いてあります。

イ、ロ、ハ、ニとありまして、点数としまして、平成29年度がイにつきましては93.6、平成30年度が95.8。ロが89.2、94.5。ハが89.2、96.1。ニが89.2、93.6。この平均としまして、一番上が平均ですが平成29年度が90.3、平成30年度が95.7ということで、全体的に平成29年度より平成30年のほうが上がっているということになっております。

次の4ページですが、3は先ほど説明いたしましたように、実施経費が削減されているということが書かれております。

4ですが、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ということで、こちらは、技術支援についてなのですが、利用者側の実績や経験、さらには習熟、利用理解度等の実態も考慮しまして、きめ細やかで親切な技術支援を行うとともに、事前に必要な情報を十分把握しまして、それで技術的な課題や問題点を解消したということが挙げられます。

飛ばしまして5ページの下、今後の事業ということに移ります。

(1) 本事業への市場化テストの導入というのが、今回2期目ですが、事業全体を通じた実施状況というものが次の①からになります。①としましては、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務にかかわる法令違反等はなかったということです。

②としましては、また、量研には監事及び外部有識者で構成され、契約の点検や見直し等を行う契約監視委員会が設置されておりますので、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っていると。

③としましては、本事業入札において、2者からの応札があり、競争性は確保されたと。

④としまして、確保されるべき質に関する達成目標は達成していたと。また⑤としまして、先ほど言いましたが、経費削減があったということで、(2)に書きましたが、全体として良好な実施結果を得られているということで、次期事業においては市場化テストを終了したいと考えております。

また、市場化テスト終了後には、先ほど言いましたが、量研内部に設置されております契約監視委員会におきまして、公共サービスの質の維持・向上を踏まえた実施状況の点検を受けることとしたいと考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 資料E-1に基づきまして、評価案につきまして説明させていただきます。

業務の概要につきましては、量研からの説明のとおりであり、割愛させていただきます。

2の評価概要につきましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

2ページにまいりまして、公共サービスの質につきましては、計画に基づき、表のとおり安全に実施されております。また、アンケートの調査で基準スコアが75点以上というところは、29年度、30年度とも満たしております。

3ページにまいりまして、実施経費につきましては110万円の減、2.9%の減となりました。

3の評価のまとめとしまして、サービスの質である目標は全て達成し、経費につきましても2.9%の減ということで、経費削減効果が見られ、法令違反等もありませんでした。

4の今後の方針としましては、以上から、終了指針1の基準を満たしていることから、終了することが適当と考えられます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価案について、ご質問、ご意見のある委員はご自由にご発言ください。

○生島専門委員 1点だけ教えてください。資料E-3で、応札者が2者ということで、23年からですかね、3回の入札で2者が応札しているのですが、毎回同じところですが、毎回予定価格を超過しているということなのですが、落札率は3回それぞれどれぐらいだったのでしょうか。

○石川主幹 資料E-3の上から4つ目に落札率という項目がございました。

○生島専門委員 予定価格を超過したほうの方の。落札率というか。

○石川主幹 E-3の表でいう一番右側のときですが、超過した金額を申し上げますとDになります。

○足達参事官 超過した金額ではなくて入札した金額ですよ。

○石川主幹 はい、入札価格でございます。超過した金額はDになります。

○生島専門委員 なるほど。その前の2回はどれぐらいですか。

○石川主幹 平成26年4月の契約でございますが、こちらは超過している額はEになります。その前、23年でございますが、Fとなっております。

○生島専門委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○尾花主査 ありがとうございます。1点だけ教えてください。2ページのアンケートの回収率が48.1%とか68.4%とか、比較的低い割合でとまっております。この低いアンケート回収率をもってして、達成しているという評価をされた、何か特段の理由などはございますか。

○渡辺課長 実際には、同じ人が何回も来ているわけです。実験に来ているのですが、そうしますと、同じ方が2回、3回、4回、5回となった場合に、だんだん、同じなので、それは今回と同じですからということで断って、アンケートを出していただかない方が結

構いらっしゃるということがありますので、そういうことで減っていますが、それでもなるべく出してくださいということは頼んでおりますが、そういうことになってしまいました。

○尾花主査 わかりました。合理的な説明かと思しますので、監理委員会に報告したときにも納得していただけるように思います。多分、低い回収率で高い評価だとしても、本当に質的に満足しているのだろうかというような疑義を受ける可能性があり、それに際して、そういったご説明をしていただければ、回収率が低くても評価はされているのだろうと機構がお考えになったことについて、納得できるかと思えます。ありがとうございました。

それでは、時間となりましたので、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、イオン照射研究施設等利用管理支援業務事業の評価案に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特段ございません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

○渡辺課長 ありがとうございました。

((国研) 量子科学技術研究開発機構退室)

— 了 —